

国地契第26号
国官技第111号
平成20年9月22日

各地方整備局総務部長
企画部長 殿

国土交通省大臣官房地 方 課 長
技術調査課長

「施工プロセスを通じた検査の試行について」の一部改正について

標記通知の一部を下記のとおり改正したので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「施工プロセスを通じた検査の試行について」（平成19年10月22日付け国地契第44号、国官技第190号）の一部を次のように改める。

附則第2項を次のように改める。

2 削除

附 則

この通知は、平成20年10月1日以降に入札手続を開始する業務から適用する。

○ 施工プロセスを通じた検査の試行について（平成19年10月22日付け国地契第44号、国官技第190号）（抄）

| 改 正 案 | 現 行 |
|------------------------------------|---|
| <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 削除</p> | <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 施工プロセス確認業務については、別に定めるまでの間、第2及び第4第3項の規定にかかわらず、1件につき予定価格が3億円以上の一般土木工事、鋼橋上部工事及びプレストレス・コンクリート工事のうち、地方整備局長が必要と認める工事を対象に、当該工事に係る事務を所掌する事務所の係長等に行わせることとし、当該工事の検査職員から当該事務所の係長等に対して適切な指示を行うことのできる体制を構築するものとする。この場合における第5第1項及び第4項の規定の適用については、第5第1項中「第4第3項の規定により施工プロセス確認業務を受託した者は、地方整備局長等が定める一定の資格及び実績を有する国の職員以外の技術者を当該工事の現場に配置するものとし、当該技術者又は第4第3項ただし書の規定により任命された係長等」とあるのは「附則第2項の係長等」と、第5第4項中「第4第3項の規定により構築された連絡体制」とあるのは「附則第2項の規定により構築された連絡体制」とする。</p> |